

【表紙】

|                |                                                                              |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                                                                      |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第2項                                                           |
| 【提出先】          | 中国財務局長                                                                       |
| 【提出日】          | 2024年6月27日                                                                   |
| 【会社名】          | 株式会社西京銀行                                                                     |
| 【英訳名】          | THE SAIKYO BANK, LTD.                                                        |
| 【代表者の役職氏名】     | 取締役頭取 松岡 健                                                                   |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当する事項はありません。                                                                |
| 【本店の所在の場所】     | 山口県周南市平和通一丁目10番の2                                                            |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社西京銀行 福岡支店<br>(福岡市博多区博多駅前三丁目23番22号)<br>株式会社西京銀行 広島支店<br>(広島市南区的場町一丁目3番7号) |

(注) 広島支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者のご便宜のため内部統制報告書の写しを備えるものであります。

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取松岡健は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2024年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、その他の連結子会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の経常収益（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結経常収益の概ね2/3に達している当行のみを「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

（財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象）

当事業年度の末日後、当行で使用する基幹系システムを変更しております。この基幹系システムの変更は、翌事業年度以降の当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性評価に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。